

グレーターしまなみ・えひめ圏域サイクリング周遊促進支援事業のご案内

しまなみ海道と隣接する本県側エリアに形成する、広域サイクルツーリズム圏域「グレーターしまなみ・えひめ (GSE)」において、サイクリスト等の利便性や満足度の更なる向上に寄与する基盤整備またはサイクリングツアー開催に必要な経費について補助することにより、広島県側から圏域への人流引込み(県内全域への波及効果も期待)と周遊促進・長期滞在化を促進することを目的として、標記事業を募集・実施することといたしました。

【対象者】

①サイクリング周遊促進に向けた基盤整備事業

松山市、今治市、西条市、上島町のいずれかにおいて補助事業を実施する、次のa、bのいずれかに該当する事業者等

a. サイクリング観光事業者

(交通事業者、宿泊事業者、観光施設所有者又は管理運営者、旅行業者等)

b. サイクリング観光関係団体等

(観光事業者を主な構成員とし、規約、事業計画、収支予算の定めのあるものに限る)

ただし、県が構成員(オブザーバーを除く)となっている団体、市町及び市町のみで構成される団体、個人は除く。

②サイクリングと二次交通機関を組み合わせたツアー開催事業

旅行業法第3条の登録を受けている事業者

【対象事業、補助率及び補助上限額】

サイクリング観光客等のニーズに対応して行う、下表に定める事業が対象となります。(但し、単なる設備等の更新は対象となりません。)

対象事業メニュー	補助率	補助上限額
① サイクリング周遊促進に向けた基盤環境整備事業 (自転車購入、バス・タクシー等への自転車積載装置、自転車保管庫の整備 等)	対象経費の 2分の1以内	700千円
② サイクリングと二次交通機関を組み合わせたツアー開催事業	対象経費の 2分の1以内	以下 a、bを比較して、低い額とする。 a. 補助事業に要した全経費から事業収入、その他の収入を減じた額 b. 200千円

【募集受付期間】 令和5年11月28日(火)から令和5年12月22日(金)17:00まで(必着)
※期間中に先着順で審査等を行います。なお、期間中においても予算上限に達した場合は、受付を終了します。

【補助対象期間】 交付決定後から令和6年3月31日(日)

交付申請書の
作成・提出(必着)

事業評価審査会
による審査

採
択

事業実施

【お問い合わせ】

〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話:089-912-2234 FAX:089-912-2256
グレーターしまなみ・えひめ推進協議会事務局(愛媛県自転車新文化推進課)